三　十月一日から十二月三十一日までの間	第三号	十月一日（前号に掲げる期間において肉豚の標準的販売価格が肉豚の標準的生産費を上回つた場合にあつては、同号に掲げる期間の初日）
四　一月一日から三月三十一日までの間	第四号	翌年の一月一日（前号に掲げる期間において肉豚の標準的販売価格が肉豚の標準的生産費を上回つた場合にあつては、同号に掲げる期間の初日）

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則の一部改正）

第四条　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則（昭和四十年農林省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「畜産物の価格安定に関する法律施行規則」を「畜産経営の安定に関する法律施行規則」に、「第四条第一項第二号中「生産しようとする指定乳製品の種類及び数量並びに当該指定乳製品に係る原料乳の数量」とあるのは「生産しようとする指定乳製品の種類及び数量並びに当該指定乳製品に係る」を「第十一条第一項第二号中「原料乳の数量（」とあるのは「」に、「」と、同号中「当該生産に係る指定乳製品の種類及び数量並びに当該指定乳製品に係る原料乳の数量」を「（」と、「原料乳の数量」に、「当該生産に係る指定乳製品の種類及び数量並びに当該指定乳製品に係る加工原料乳の数量」を「加工原料乳の数量）」に、「第五条第一号イ」を「第十二条第一号イ」に改める。

第十四条中「畜産物の価格安定に関する法律施行規則」を「畜産経営の安定に関する法律施行規則」に、「第五条第二号イの」を「第十二条第二号イに規定する」に改める。

第十五条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により読み替えて適用される財務会計省令」を「独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号。以下「財務会計省令」という。）」に改め、同項を同条とする。

第十六条中「金額及び」を「金額並びに」に、「及び暫定措置法」を「、暫定措置法」に改め、「と、同条第四項中「場合のほか、」とあるのは「場合のほか、交付金に係る部分にあつては」と、「充てる場合及び」とあるのは「、繰入金に係る部分にあつては当該業務（同号の農林水産省令で定める事業に係るものに限る。）に必要な経費に、拠出金に係る部分にあつては」と、「充てる場合に」とあるのは「それぞれ充てる場合に」」を削り、同条を第十七条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（財務会計省令の適用）

第十六条　財務会計省令第四条第一号ハ及びニの規定は、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二条第二項に規定する原料乳及び同条第三項に規定する指定乳製品については、適用しない。

○農林水産省令第六号

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）及び畜産物の価格安定に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年一月二十五日

農林水産大臣　山本　有二

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（」の下に「昭和四十年政令第二百八十二号。」を加え、同条第一号中「に規定する」を「の」に改める。

第一条の二第一項中「第四条第三号ロ」を「第四条第四号ロ」に改め、同条第二項中「第四条第三号ハ」を「第四条第四号ハ」に改める。

第二条中「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（」の下に「昭和四十年法律第百九号。」を、「算出は、」の下に「環太平洋パートナーシップ協定の締約国以外の国又は地域から輸入された」を加え、「に規定する特殊糖」を「の特殊糖」に改め、「額から当該平均輸入価格を控除してするものとし」の下に「、環太平洋パートナーシップ協定の締約国から輸入された高糖度原料糖については、当該平均輸入価格を高糖度原料糖についての同表の下欄に掲げる係数で除して得た額に環太平洋パートナーシップ協定の締約国から輸入された高糖度原料糖についての本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額から粗糖についての本邦の輸入港に到着するまでに要する運賃及び保険料の標準的な額を控除して得た額を加えて得た額（法第九条第一項第一号の規定により定められる機構の売戻しの価格の算出に当たつては、当該除して得た額）から当該平均輸入価格を控除してするものとし」を加え、「に規定する機構の指定糖」を「の規定により定められる機構」に改め、同条の表高糖度原料糖の項中「〇・九八五」を「一・〇〇〇」に改める。

第五条第三項中「、法」を「法」に、「同項第一号ハの農林水産大臣の定める額」を「同項第一号ハの異性化糖軽減額」に、「、準用する」を「準用する」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の規定は法第九条第一項第一号ニの規定により同号ニの農林水産大臣の定める額に加減すべき額の算出について、第二項の規定は同条第一項第二号ニの規定により同項第一号ニの加糖調製品軽減額に砂糖含有率を乗じて得た額に加減すべき額の算出について、それぞれ準用する。

第十七条の次に次の四条を加える。

（輸入加糖調製品の買入れの価格の算出）

第十七条の二　法第十八条の四第一号の農林水産省令で定める輸入加糖調製品の種類の区分は、次に掲げるとおりとし、同号の規定により加糖調製品糖平均輸入価格（法第十八条の三第一項の加糖調製品糖の平均輸入価格をいう。以下同じ。）に加糖調製品糖含有率（同号の加糖調製品糖含有率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額に加減すべき額の算出は、当該加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に当該種類の区分に応じて農林水産大臣が定めて告示する係数を乗じて得た額（当該輸入加糖調製品の仕入書その他の輸入取引に係る資料により計算される当該輸入加糖調製品の輸入港本船渡しによる価格が当該種類の区分に応じて農林水産大臣が定めて告示する価格を超えるときは、当該加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額に付録第五の算式によつて算出される係数を乗じて得た額）から当該加糖調製品糖平均輸入価格に加糖調製品糖含有率を乗じて得た額を控除してするものとする。

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一第一八〇六・一〇号の一に掲げるもの

二　関税暫定措置法別表第一第一八〇六・二〇号の二の㈠のAに掲げるもの

三　関税暫定措置法別表第一第一八〇六・二〇号の二の㈠のBに掲げるもの

四　関税暫定措置法別表第一第一八〇六・三二号の二の㈠に掲げるもの

五　関税暫定措置法別表第一第一八〇六・九〇号の二の㈡のAに掲げるもの

六　関税暫定措置法別表第一第一九〇一・九〇号の二の㈠のAの⑹に掲げるもの

七　関税暫定措置法別表第一第二〇〇五・四〇号の一の㈡に掲げるもの

八　関税暫定措置法別表第一第二〇〇五・五一号の一の㈡に掲げるもの

九　関税暫定措置法別表第一第二一〇一・一一号の一に掲げるもの

十　関税暫定措置法別表第一第二一〇一・一二号の一の㈠に掲げるもの

十一　関税暫定措置法別表第一第二一〇一・一二号の二の㈡のAの⑹に掲げるもの

十二　関税暫定措置法別表第一第二一〇一・二〇号の二の㈡のAの⑹に掲げるもの